

内閣参質二一七第一九号

令和七年二月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聰君提出公立学校の給食費や教材費、修学旅行費等が私費会計口座として当該学校長の個人口座などに管理されている実態と不透明な管理体制による横領などの犯罪事案のリスク等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出公立学校の給食費や教材費、修学旅行費等が私費会計口座として当該学校長の個人口座などに管理されている実態と不透明な管理体制による横領などの犯罪事案のリスク等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「公立学校の私費会計口座」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「学校給食費や教材費、修学旅行費等が・・・当該学校長の個人口座などに管理されている」場合におけるお尋ねの当該「口座数」及び「内容」については、把握していない。

二について

お尋ねの「地方自治体の私費会計口座」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体の職員が、その業務に関し、金銭を個人の名義の預貯金口座等で管理している場合におけるお尋ねの当該「口座数」及び「内容」については、把握していない。

三について

お尋ねの「学校も含めた地方自治体の私費会計口座」及び「横領等の事件数」の意味するところが明ら

かではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「横領事案も含めて私費会計口座の実態を政府は把握すべき」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「公立学校を含め、地方自治体の私費会計口座を公会計化すること」の意味するところが必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、学校給食費については、「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について（通知）」（令和五年八月三十一日付け五文科初第千四十三号文部科学省初等中等教育局長通知）において、「学校の設置者が責任を有する学校給食の実施に関し、保護者から徴収する学校給食費については、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切である」等と示している。

六及び七について

お尋ねの「給食費の管理口座が私費会計口座であり」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個々の地方公共団体における学校給食費の「無償化」の態様は様々であることから、お答えすることは困難である。